

長崎県北松浦郡佐々町長 古庄 剛

変更契約の内容に関する事項の公表について

下記のとおり変更契約を行いましたので、その内容を公表します。

記

工 事 名	令和 5年度 市瀬第2団地（A棟）外壁改修工事
工 事 場 所	長崎県北松浦郡佐々町市瀬免390
工 事 概 要	市瀬第2団地（A棟）外壁改修工事 1.0式
請 負 業 者	長崎県北松浦郡佐々町本田原免73-9 (株)山龍佐々本社 取締役 向井 信次
変 更 内 容	市瀬第2団地（A棟）外壁改修工事 1.0式 バルコニー隔て板更新 0式→1式 階段下倉庫扉取替え 0式→1式 鉄筋補修工法 34.3m ² →1.9m ²
変 更 理 由	・外壁及び軒天の調査結果、バルコニー隔て板の腐食や劣化が著しく補修対応ができない状況であったため、避難施設の耐久性向上の観点から撤去新設を行うもの。 ・現地踏査の結果、階段下倉庫の扉の開閉が不良であり、下枠材の腐食も著しいことから、扉及び下枠の取替えを行うもの。 ・外壁及び軒天の劣化部調査の結果、劣化部が当初想定より少なかったため、変更を行うもの。 ・その他諸数量の変更を行うもの。
変 更 契 約 日	令和 6年 1月11日
変 更 前 契 約 額	41,250,000円 （内消費税額 3,750,000円）
変 更 額	増 596,200円 （内消費税額 54,200円）
変 更 後 契 約 額	41,846,200円 （内消費税額 3,804,200円）
変 更 前 工 期	令和 5年 8月 3日 180日間 令和 6年 1月29日
変 更 後 工 期	令和 5年 8月 3日 180日間 令和 6年 1月29日
そ の 他	第 1 回変更